

フィリピン
商標，サービスマーク，商号及びマーキングされた容器に関する規則
2006年改正

Duly noted by the Philippine Embassy Tokyo

目次

第1部 商標及びサービスマークの登録

- 規則 10 表題
- 規則 100 定義
- 規則 101 登録要件
- 規則 102 標章が周知であるか否かを決定するための基準
- 規則 103 商号又は事業上の名称

第2部 標章に係わる権利

- 規則 200 標章の取得方法
- 規則 201 国際条約及び相互主義
- 規則 202 優先権；優先権を主張するための基礎
- 規則 203 優先権を主張する出願の要件
- 規則 204 実際の使用の宣言
- 規則 205 実際の使用の宣言の内容及び証拠

第3部 標章を出願することができる者

- 規則 300 出願人
- 規則 301 譲渡された標章
- 規則 302 代理；送達宛先
- 規則 303 出願人は代理人に代理させることができる
- 規則 304 委任状又は授權状
- 規則 305 出願人の死亡，心神喪失又は無能力
- 規則 306 署名その他自己を特定するための手段

第4部 商標出願

- 規則 400 出願書類の要件
- 規則 401 庁の出願様式
- 規則 402 ラベル
- 規則 403 図面
- 規則 404 一定の場合にサービスマークの図面を省くことができる
- 規則 405 図面はブリistol紙に記載する
- 規則 406 用紙の大きさ；「表示領域」
- 規則 407 図面はペン書又は複製の質を十分なものにするその他の方法によること
- 規則 408 所有者の名称は余白に記載する

- 規則 409 用紙を横長にして使う場合
- 規則 410 局に図面を郵送する方法
- 規則 411 色彩
- 規則 412 非公式の図面
- 規則 413 新たな出願における旧図面の使用
- 規則 414 図面の小さな複写の作成方法
- 規則 415 翻訳／翻字
- 規則 416 ニース分類
- 規則 417 広義の用語
- 規則 418 商品及び／又はサービスの単一登録
- 規則 419 出願の分割

第 5 部 出願日

- 規則 500 出願日
- 規則 501 出願番号及び出願日

第 6 部 登録出願の審査手続

第 1 章 手続の内容

- 規則 600 出願は一方的に行われる；異議申立
- 規則 601 審査官と出願人との間の係争手続
- 規則 602 出願人は自己の利益を図るものとされている
- 規則 603 出願人にとって価値のある審査官の不利な予備的処分
- 規則 604 予備的拒絶は文字通りに解釈してはならない；審査官は単に助けになるよう努めている

第 2 章 登録出願の審査方法；審査官による処分；出願人による応答；放棄；回復

- 規則 605 審査の順序；優先処理
- 規則 606 審査官の管轄権
- 規則 607 出願の審査；審査官による処分
- 規則 608 権利の部分放棄
- 規則 609 審査官との面接；面接が許可されない場合
- 規則 610 応答期間，出願人の行為
- 規則 611 原本以外の通信
- 規則 612 再審査
- 規則 613 最終処分
- 規則 614 放棄；不完全な応答
- 規則 615 放棄とされた出願の回復
- 規則 616 4 月よりも短い期間；延長請求を行う時期
- 規則 617 局による処分の停止
- 規則 618 暫定的な許可

規則 619 明示の放棄

第 3 章 出願の補正；審査官の異論に対する応答

規則 620 出願の補正

規則 621 説明書又は図面の補正

規則 622 補正の方法

規則 623 出願人が庁の文書又は記録に手を加えることの禁止

第 7 部 公告，許可及び登録証の発行

規則 700 IPO 公報における公告；審査官の管轄権の終了

規則 701 審査官は許可された出願を自己の管轄に差し戻すよう申請することができる

規則 702 審査官は異議申立のための公告を担当する；公告前の出願は秘密である

規則 703 出願の登録許可及び登録証の発行

第 8 部 登録の効果及び通知

規則 800 与えられる権利

規則 801 存続期間

規則 802 許容される標章の不使用

規則 803 異なる形状での標章の使用

規則 804 登録に係る類に属する商品についての標章の使用

規則 805 関連会社による標章の使用

規則 806 登録証；登録された場合の記録及び写し

規則 807 登録証の内容

規則 808 標章を使用する目的以外の目的での第三者による表示の使用

第 9 部 出願又は登録に影響するその他の手続

第 1 章 登録人又は記録上の譲受人による自発的な権利放棄又は取消，補正，権利の部分放棄，誤りの訂正

規則 900 審査官の管轄権

規則 901 登録人の申請による取消

規則 902 登録の補正又は権利の部分放棄

規則 903 庁がした誤りの訂正

規則 904 出願人がした誤りの訂正

規則 905 権利放棄，取消，補正，権利の部分放棄及び訂正は公告される

第 2 章 登録の譲渡の記録；ライセンスを含む登録標章に係わる権利に影響するその他の証書；登録の分割

規則 906 出願及び登録の譲渡及び移転

規則 907 譲渡又は移転の様式

規則 908 譲渡又は移転の記録

- 規則 909 譲渡証，登録に影響するその他の証書又はライセンス及び翻訳文は正副 2 通提出する
- 規則 910 記録すべき証書の受領日はその記録日とみなされる
- 規則 911 新しい登録証を譲受人に発行しなければならない
- 規則 912 庁での手続において記録上の譲受人が行為することができる
- 規則 913 記録に先立つ商標ライセンス契約の許可
- 規則 914 登録の分割
- 規則 915 原登録証の取消及び登録移転証の発行
- 規則 916 登録移転証の内容

第 3 章 登録の更新

- 規則 917 更新請求
- 規則 918 更新請求の時期
- 規則 919 審査官の管轄権
- 規則 920 居住する代理人を選任する必要性
- 規則 921 旧法による登録の更新；使用及びその証明が必要である
- 規則 922 旧法による登録証は引き渡す
- 規則 923 更新登録の拒絶；局長への不服申立
- 規則 924 登録更新証

第 10 部 マーキングされた容器の登録

- 規則 1000 商標及びサービスマークの規則又は登録を適用する
- 規則 1001 「マーキングされた容器」の定義
- 規則 1002 図面は不要である
- 規則 1003 ラベルは不要である；見本が必要な場合がある

第 11 部 申請及び不服申立

- 規則 1100 審査官の職務の内容
- 規則 1101 不服申立の非対象事項に関する審査官の処分の適切性を問う局長への申請
- 規則 1102 局長への不服申立
- 規則 1103 不服申立をされない審査官の最終決定の効果
- 規則 1104 不服申立の期間及び方法
- 規則 1105 不服申立人の準備書面が必要である
- 規則 1106 審査官の答弁
- 規則 1107 不服申立人の応答
- 規則 1108 長官への不服申立
- 規則 1109 不服申立人の準備書面が必要である
- 規則 1110 局長の見解
- 規則 1111 上訴裁判所への上訴

最終規定

第 1 条 通信

第 2 条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金

第 3 条 IP 法の施行日に係属中の出願

第 3.1 条 係属出願の補正

第 3.2 条 係属出願の出願日；実際の使用の宣言

第 3.3 条 係属出願の処理

第 3.3.1 条 抵触

第 3.4 条 登録の存続期間

第 3.5 条 共和国法律第 166 号に基づいて更新が認められた登録の存続期間

第 3.6 条 補助登録簿の廃止

第 3.7 条 補助登録簿上の登録の更新

第 3.7.1 条 1998 年 1 月 1 日に存続していた登録

第 3.7.2 条 1997 年 12 月 31 日以前に期間が終了する登録又はその延長

第 3.7.3 条 遵守の通知

第 4 条 廃止

第 5 条 可分性

第 6 条 施行

第1部 商標及びサービスマークの登録

規則10 表題

本規則は、「商標規則」と称する。

規則100 定義

別段の定めがない限り、次の用語は、本条規則に規定する意味を有する。

- (a)「局」とは、知的所有権庁の商標局をいう。
- (b)「団体標章」とは、登録出願においてそのように特定され、かつ、出所その他の共通の特性を識別することができる可視標識をいう。共通の特性には、団体標章の登録所有者の管理の下にその標識を使用する個々の企業の商品又はサービスの質を含める。
- (c)標章が周知であるか否かを決定する目的で、「管轄当局」とは、裁判所、長官、法務局長、又は標章についての権利を執行するための訴訟を審理し裁定する準司法的若しくは司法的管轄権を付与された行政機関若しくは官庁をいう。
- (d)「局長」とは、商標局長をいう。
- (e)「長官」とは、知的所有権庁の長をいう。
- (f)「審査官」とは、商標審査官又は商標局の上級職員若しくは一般職員であって、登録出願又はその更新を審査する権限を与えられた者をいう。
- (g)「IP法」とは、フィリピン知的財産法とも称する共和国法律第8293号をいう。
- (h)「IPO公報」とは、知的所有権庁独自の刊行物であって、IP法に基づき公告が必要なすべての事項を公告するものをいう。
- (i)「標章」とは、企業の商品を識別することができる可視標識(商標)又はサービスを識別することができる可視標識(サービスマーク)をいい、商品のマーキングされた容器を含む。
- (j)「庁」とは、知的所有権庁をいう。
- (k)「規則」とは、この一連の規則並びに商標局長が作成して長官が承認する商標及びサービスマークに関する実務規則をいう。及び
- (l)「商号」とは、企業を特定し又は識別する名称又は表示をいい、事業識別名とも称する。

規則101 登録要件

標章が次に該当する場合は、登録を受けることができない。

- (a)反道徳的、欺瞞的若しくは中傷的な要素、又は存命しているか死亡しているかを問わない個人、団体、宗教若しくは国の象徴を傷付け、又はこれらとの関連があるかのように示唆し、又はこれらを侮辱し、又はこれらに悪評を立てる虞がある要素からなるもの
- (b)フィリピン、フィリピンの行政区分若しくは外国の旗、紋章その他の記章、又はこれらの類似物からなるもの
- (c)存命中の特定の個人の名称、肖像若しくは署名からなる標章(ただし、その者の承諾を得ている場合を除く)、又はフィリピンの故大統領の名称、署名若しくは肖像からなる標章(ただし、未亡人がいる場合は、その存命中に限る。また、未亡人の書面による承諾を得ている場合を除く)からなるもの

- (d)他の所有者に帰属する登録標章又は先の出願日若しくは優先日を有する標章と同一であり、かつ、次の何れかに該当する標章であるもの
- (i)同一の商品又はサービスに係るもの
 - (ii)密接に関連する商品又はサービスに係るもの、又は
 - (iii)誤認させるか又は混同を生じさせる虞がある程に似ているもの
- (e)登録出願人とは別の者の標章として、フィリピンにおいて登録されているか否かを問わず、国際的に及びフィリピンにおいて周知であるとフィリピンの権限のある当局により認められた標章と同一であるか若しくは混同を生じさせる程に類似しているか又はそのような標章の翻訳である標章であって、かつ、同一又は類似の商品又はサービスに使用するものであるもの。ただし、標章が周知であるか否かを決定するに当たっては、広く一般公衆に知られていることではなく、関係する公衆に広く知られていること、また、当該標章を普及させた結果としてフィリピンで広く知られていることについて考慮する。
- (f)その登録出願の対象とする商品又はサービスに類似していない商品又はサービスを対象としてフィリピンにおいて登録され、かつ、前項に基づいて周知とみなされた標章と同一であるか若しくは混同を生じさせる程に類似しているか又はそのような標章の翻訳であるもの。ただし、当該標章の当該類似していない商品又はサービスについての使用が、当該類似していない商品又はサービスと登録標章の所有者との間の関連性を示唆し、かつ、登録標章の所有者の権利が当該使用により害される虞がある場合に限る。
- (g)商品又はサービスについて、特に性質、品質、特性又は地理的原産地について、公衆を誤認させる虞があるもの。地理的表示とは、特定の商品がある国の領域又は当該領域内の地域若しくは地方の原産品であることを識別する表示であって、当該商品の品質、評判又はその他の特性が基本的に当該原産地に帰される場合をいう。
- (h)指定する商品又はサービスにとって一般的な標識のみからなるもの
- (i)日常の言語又は善意のかつ確立された商業上の慣行において当該商品又はサービスを示すために通例又は一般的になっている標識又は表示のみからなるもの
- (j)商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格、地理的原産地、商品の製造又はサービスの提供の時期その他の特性を示すために商業上用いられる標識又は表示のみからなるもの
- (k)技術上の要因に、又は商品自体の性質若しくは商品の固有の価値に影響する要因に不可欠である形状からなるもの
- (l)色彩のみからなるもの。ただし、形状により定義される場合はこの限りでない。又は
- (m)公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (j)、(k)及び(l)にいう標識又は図案に関しては、登録を求める商品又はサービスについての識別性をフィリピンにおいて商業上使用した結果として有するようになった如何なる標識又は図案も、登録することを妨げられない。出願人が識別性の主張をする日より前の5年にわたってフィリピンで当該標章を商業上実質的に独占的かつ継続的に使用していたことを証明した場合は、庁は、これを、出願人が商品又はサービスについて商標を商業上使用して識別性を有するに至ったことの一応の証拠として認めることができる。標章を適用する商品又はサービスの内容は、登録に対する障害とはならない。

規則 102 標章が周知であるか否かを決定するための基準

標章が周知であるか否かを決定するに当たり、次の基準の 1 又はこれらを複合させた基準を考慮に入れることができる。

- (a) 標章が使用された期間、程度及び地理的区域、特に、標章が適用される商品及び／又はサービスの展示会又は博覧会における広告又は宣伝及び発表を含む標章の販売促進の期間、程度及び地理的区域
 - (b) 標章が適用される商品及び／又はサービスのフィリピン及び他の国における市場占有率
 - (c) 標章に固有の又はこれが獲得した識別性の度合
 - (d) 標章が獲得した品質についてのイメージ又は評判
 - (e) 標章が世界で登録されている程度
 - (f) 標章が達成した世界における登録の排他性
 - (g) 標章が世界で使用されている程度
 - (h) 標章が達成した世界における使用の排他性
 - (i) 標章に帰せられる世界における商業的価値
 - (j) 標章に係わる権利が有効に保護された記録
 - (k) 標章が周知標章であるか否かの争点を扱う訴訟の結果、及び
- (l) 同一の又は類似の商品又はサービスについて有効に登録され又はこれらに使用され、かつ、自己の標章を周知標章であると主張する者以外の者に所有される同一の又は類似の標章の有無

規則 103 商号又は事業上の名称

- (a) 名称は、その性質により又はその名称を付した使用により公の秩序又は善良の風俗に反することとなる場合、かつ、特にこれらにより特定される事業の性質について当業界又は公衆を誤認させる虞がある場合は、商号として使用することができない。
- (b) 商号を登録する義務を規定する法律又は規則に拘らず、商号は、登録の前であるか又は登録がなされていない場合であっても、第三者が犯す違法行為に対して保護される。特に、第三者による商号の後の使用は、それが商号、標章又は団体標章としてであるか否かを問わず、又は公衆が混同する虞がある類似の商号又は標章であるか否かを問わず、違法であるとみなす。
- (c) IP 法第 153 条から第 156 条まで並びに第 166 条及び第 167 条に規定する標章の取消及び侵害に対する救済は、商号に適用する。
- (d) 商号の所有者に係わる変更は、その商号によって識別される事業又はその一部の移転とともにしなければならない。ただし、当該移転又は譲渡は、特に標章が適用される商品又はサービスについての性質、出所、製造方法、特徴、又は用途に関して、公衆が混同する虞がある場合は無効とする。

第2部 標章に係わる権利

規則 200 標章の取得方法

標章に係わる権利は、法律に従って正当に設定された登録によって取得される。

規則 201 国際条約及び相互主義

(a) フィリピンが締約国である知的所有権若しくは不正競争の防止に関する条約若しくは協定の締約国である国又は法によりフィリピン国民に相互主義的権利を与える国の国民又はこれらの国に住所を有するか若しくは現実かつ真正の産業上の事業所を有する者は、知的財産法によって知的所有権の所有者に与えられる権利に加えて、これらの条約又は相互主義法の規定に効力を与えるために必要な範囲において恩恵を受ける権利を有する。

(b) このような者の標章の登録は、母国における登録とは無関係とし、フィリピンにおけるか当該登録の存続期間、有効性又は移転は、IP法及び本規則に準拠する。

規則 202 優先権；優先権を主張するための基礎

(a) 規則201にいう者によってそのような外国の1において先の標章登録出願が正当に行われた場合に、この者によって同一の標章についてフィリピンにおいて行なわれた登録出願は、当該先の標章登録出願を当該外国において最初に行った日に行われたものとみなす。

(b) 本条規則に規定する者によるフィリピンにおける標章の登録は、当該出願人の母国において当該標章が登録されるまでは付与されない。

(c) 当該出願人の母国とは、その者が国籍を有し、住所を有し又は善意かつ真正の工業上又は商業上の事業所を有する国である。

(d) 本条規則の如何なる規定も、本条規則に基づき付与された登録の所有者に対して、当該標章がフィリピンにおいて登録された日前になされた行為について訴訟を提起する権利を与えるものではない。ただし、前記にも拘らず、フィリピンにおいては登録されていない周知標章であってIP法及び本規則に定義するものの所有者は、法に基づく他の救済を利用する権利を害されることなく、同一であるか又は混同を生じさせる程に類似する標章について、その登録に異議を申し立て、その登録の取消を申請し、又は不正競争に係る訴訟を提起することができる。

(e) 同様の方法において、かつ、同一の条件及び要件に従い、優先権は、同一の外国において正規にした後の出願を基礎とすることができる。ただし、当該後の出願の前になされて優先権の基礎とされていた出願が、公衆の閲覧のために公開されることなく、また、如何なる権利も残すことなく取り下げられ、放棄され又はその他処理されており、さらに優先権主張の基礎として用いられおらず、かつ、その後も優先権主張の基礎として用いられないことを条件とする。

規則 203 優先権を主張する出願の要件

優先権を主張する出願は、最先の外国出願がなされた日から6月以内にしなければならない。出願人は、庁、局又は審査官からの通知がなくても、次の何れか1の認証謄本の

英語の翻訳文をフィリピンにおける出願日から 3 月以内に提出するものとする。

(a) 出願日を示す外国出願

(b) 出願日を表示する外国登録

規則 204 実際の使用の宣言

庁は、商標出願の手續において、商業的に使用していることの証明を求めない。ただし、すべての出願人又は登録人は、庁からの通知がなくても、出願日から延長不可能な 3 年の期間内に、標章の実際の使用の宣言を、その旨の証拠を添えて提出するものとする。そうしなかった場合は、局長は、職権により出願を拒絶するか又は標章を登録簿から削除する。

規則 205 実際の使用の宣言の内容及び証拠

宣言は宣誓に基づくものとし、1 の出願又は登録のみに言及しなければならず、標章をフィリピンで実際に使用している旨を宣言する出願人又は登録人の名称及び宛先を記載し、標章を付した商品を列挙しなければならない。また、製品の販売又はサービスの提供がされている販売店の名称及び正確な場所を記載し、出願又は登録に記載した標章がフィリピンで実際に使用されていることを示す十分な事実を引用し、かつ、当該使用の性質を明記する。宣言する者は、商品に実際に使用しているラベル 5 枚又は標章を目に見えるようにかつ読めるように印した容器の写真、及び所定の手数料の納付証明を添付する。

第3部 標章を出願することができる者

規則 300 出願人

(a)出願人は、自然人でも法人でも差し支えない。

(b)この部によって修正されない限り、すべての商標出願は、出願書類に署名することができる出願人の名称においてしなければならない。出願人が複数の場合は、出願人全員を出願人として記名しなければならないが、その何れもが、出願人全員のために、かつ、その代理として出願書類に署名することができる。

規則 301 譲渡された標章

標章における権利全体が譲渡された場合は、出願は、譲受人の名称で行うことができ、譲受人が出願書類に署名することができる。譲受人が法人の場合は、その役員が当該法人の代理として出願書類に署名することができる。権利の持分又は分割されていない権利の場合は、各共有者が出願書類に署名する。

規則 302 代理；送達宛先

出願人は、フィリピンに住所を有さず又はフィリピンにおいて現実かつ真正の商業上の事業所を有していない場合は、庁に提出する書面において、当該標章に影響する手続に係る通知又は令状の送達を受けるフィリピンに在住する者の名称及び宛先を指定しなければならない。当該書面は、庁からの通知がなくても、出願日から60日以内に、庁に提出するものとする。当該通知又は令状は、その謄本を最後に提出された指定の宛先に配達することにより指定された者宛に送達することができる。最後の指定の宛先にそのように指定された者が所在しない場合は、当該通知又は令状は、局長に送達することができる。

規則 303 出願人は代理人に代理させることができる

標識の所有者は、自己が登録出願を遂行するか又は代理人若しくは庁によって当該事項を処理する権限を与えられたその他の者に代理させることができる。庁は、代理人の選任については、代理人又は庁において実務を行う権限を与えられた代理人の一覧を提供する以外には、支援しない。

規則 304 委任状又は授權状

出願をするときは、委任状又は授權状を必要としない。ただし、庁は、出願又は登録について最初の行為又は更なる行為をすることの許可を与える事前の委任状又は授權状を、通知のときから60日以内に提出することを代理人又は他の認められた者に要求することができる。代理人は、復代理人又は準代理人を、本人の書面による授權がある場合のみ指名することができる。ただし、復代理人が復々代理人を指名することは認められない。

規則 305 出願人の死亡、心神喪失又は無能力

出願人が死亡したか、心神喪失したか又は他の理由で無能力になった場合は、当該死亡

したか、心神喪失したか又は無能力になった出願人の法定遺言執行人、遺産管理人、後見人、財産管理人又は代理人は、出願人の相続人及び権利承継人の代理として、出願を遂行することができる。

規則 306 署名その他自己を特定するための手段

(a) 署名を要する場合は、庁は、次のものを認める。

(1) 手書の署名

(2) 印刷又は押印した署名、印章の使用等により手書の署名に代えたその他の形式による署名の使用。ただし、印章を使用する場合は、文字表記による署名人の名称を付記する。

(b) (a)にいう署名その他自己を特定するための手段については、当該署名が登録の権利放棄に係わる場合を除き、認証、公証、検認、公認その他の証明を必要としない。

第4部 商標出願

規則 400 出願書類の要件

すべての出願書類は局長宛としなければならない、フィリピン語又は英語によるものとし、かつ、次の事項を記載しなければならない。

- (a) 登録を求める願書
- (b) 出願人の名称及び宛先
- (c) 出願人が国民であるか又は住所を有する国の名称, 出願人が現実かつ真正の工業上又は商業上の事業所を有する場合は, 当該事業所がある国の名称
- (d) 出願人が法人である場合は, 当該法人がその設立と存続の基礎とする法律
- (e) 出願人がフィリピンに住所を有していない場合は, 代理人の選任
- (f) 出願人が先の出願に基づいて優先権を主張する場合は, 次の表示を伴った当該先の出願の優先権を主張する申立
 - －当該先の出願がなされた国内官庁が属する国の名称, 又はその出願が国内官庁ではない官庁になされた場合は, 当該官庁の名称
 - －当該先の出願がなされた日
 - －入手することができる場合は, 当該先の出願の出願番号
- (g) 出願人が当該標章の識別上の特徴として色彩を請求する場合は, その旨の陳述並びに請求する色彩の名称及び当該標章のうちで当該色彩が付される主要部分の表示
- (h) 当該標章が立体標章である場合は, その旨の陳述
- (i) 本規則に規定する当該標章の複製及び複写
- (j) 本規則に規定する当該標章又はその一部の翻字又は翻訳
- (k) 登録を求める商品又はサービスのニース分類に従った分類による名称, 及びその分類により商品又はサービスが属するニース分類の番号
- (l) 出願が団体標章に係るものである場合は, その旨の指定
- (m) 出願人又はその代理人による署名又はこの者を特定する他の表示
- (n) 代理人を通じて出願する場合は, 委任状, 及び
- (o) 出願人が小企業である場合は, その旨の宣誓陳述書

規則 401 庁の出願様式

庁は, 出願人の便宜のために, 標準的な出願様式を作成し, 利用に供するものとし, 出願人及び他の者は, 費用を負担してこれを随意に複製することができる。

規則 402 ラベル

出願人は, 商品に実際に使用しているか若しくは使用しようとしているラベル, 又は写真平版によって若しくは類似の方法によって作成した複写若しくは複製を含めることができる。

標章は, 医薬品について法律が求める場合を除いて, 商品の普通名称に比べて大きくかつ目立つものでなければならない。

規則 403 図面

(a)標章の図面は、出願人の商品若しくはサービスに又はこれに関連して実際に使用しているか又は使用しようとする標章を実質的に正確に表現するものでなければならない。

(b)タイプした図面は、図案、レタリング様式、色彩、発音区別符号又は通常でない句読符号のように特殊な特徴を示す必要が一切ない場合は、審査官が受理することができる。コンピュータからのプリントアウトも、標章を正確に表現するものでなければならない旨の要件を実質的に満たしていれば、審査官が受理することができる。

(c)ただし、本条規則の規定は、出願日を付与する目的で出願を完全なものとしなすか否かを決定する際には、弾力的に解釈する。

規則 404 一定の場合にサービスマークの図面を省くことができる

サービスマークの図面を省くことはできるが、出願には、当該マークの適確な説明を含めなければならない。

規則 405 図面はブリistol紙に記載する

図面は、ブリistol紙1枚分の厚みを有する純白の紙面に作成しなければならない。紙面は、平滑なものでなければならない。

規則 406 用紙の大きさ ; 「表示領域」

図面を記載する用紙の寸法は、正確に210mm×297mmすなわちA4判でなければならない。紙面の端から19mmのところから1本の枠線を引き、正確に172mm×259mmの表示領域を設ける。その余白に、すべての記載及び署名を含めなければならない。紙面の短い辺の1をその上部とみなす。

規則 407 図面はペン書又は複製の質を十分なものにするその他の方法によること

色彩を主張しない場合は、すべての図面は、ペン書のみにより、又は複製の質を十分なものにする方法により作成しなければならない。すべての線及び署名も含めて、文字は、黒色のみとする。この要件は、すべての線(きわめて細いものを含む)及び陰影に適用する。すべての線は、整った、鮮明で均質な線でなければならない。また、細過ぎたり詰まり過ぎたりしてはならない。面に陰影を施すときは、陰影部の輪郭に縁取り線を施さない。

規則 408 所有者の名称は余白に記載する

商標、サービスマーク又は商号の所有者の名称は、余白に記載しなければならない。図面部分に掛からないようにしなければならない。所有者又は記録上の代理人は署名をしなければならない。ただし、印刷若しくは押印された署名、又は署名者の名称を文字で書き添えた印章の使用も認められる。

規則 409 用紙を横長にして使う場合

図が用紙の幅より広いときは、紙面を横長にして使うものとする。

規則 410 局に図面を郵送する方法

庁に送付する図面は、厚手の紙に平らな状態で挟んで保護して送付するか又は郵送用の筒に丸めて入れて送付する。図面は、決して折り畳んではならない。

規則 411 色彩

色彩が、これを使用する又は使用しようとする標章の重要な特徴である場合は、用いる色彩を図面及び複写において実際に再現することができる。そうしない場合は、主張する色彩の名称を挙げ、標章においてその色彩を使用する主な部分を示した説明を記載しなければならない。

規則 412 非公式の図面

上記の規則に従って作成していない図面は、審査の目的で受理されることがあるが、異議申立の対象としての公告がされるため又は出願が認められるためには、その図面を訂正するか、要求があったときは新たなものを提出しなければならない。差し替えるための図面は、審査官が要求した場合、又は元の図面の訂正により当該標章若しくは商号を実質的に全部書き換える必要が生じた場合を除いては、受理されない。

規則 413 新たな出願における旧図面の使用

放棄したか又は拒絶された出願の代わりに行った出願においては、新たな完全な出願書類が要求されるが、旧図面が適切な場合はこれを使用することができる。出願書類には、図面の移転請求及び原本ファイルに挿入すべき図面の恒久写真複写を添付するか又はその複写を求める注文を添付しなければならない。このようにして移転した又は移転する図面は、補正することができない。

規則 414 図面の小さな複写の作成方法

図面の小さな複写 10 通は、黒色インクで、又は色彩を主張する場合はカラーで、1 通の複写はブリストル紙に、他の 9 通の複写は通常のクーポンボンド紙に印刷しなければならない。IPO 公報に公告するときに十分な複製の得られるものでなければならない。この複写を印刷すべき紙面の大きさは、縦 70mm、横 35mm でなければならない。

規則 415 翻訳／翻字

標章又はその一部が外国の語、文字及び字体又は外国の音である場合は、当該標章又はその一部の翻訳又は翻字を出願書類に添えなければならない。

翻字とは、ある言語の語、文字又は字体を別の言語の文字及び字体又はアルファベットで表示するか又は綴る行為、方法又は例である。

翻訳とは、1 の言語又は表記システムを別のものへ翻訳する行為、方法又は例である。

規則 416 ニース分類

出願人は、登録を求める商品又はサービスの名称を、ニース分類の類ごとにまとめて、各々の商品又はサービスが属するニース分類の分類番号と共に表示しなければならない。

(a) 商品の分類

類	
1	工業用，科学用，写真用，農業用，園芸用及び林業用の化学品。人造樹脂及び合成樹脂。粉状，液状又は板状の工業用プラスチック。肥料(天然及び人工)。消化剤。焼戻し剤及びはんだ付け剤。食品保存用化学剤。なめし剤。工業用接着剤
2	ペイント，ワニス，ラッカー，防錆剤及び木材保存剤。着色剤。染料。媒染剤。天然樹脂。画家及び装飾業者用の金属箔及び金属粉
3	漂白剤，その他の洗濯に用いる物質。清浄剤，つや出し剤，擦り磨き剤及び研磨剤。せっけん。香料。精油，化粧品，ヘアローション，歯磨き
4	工業用の油及び油脂(食用油脂及び精油を除く)。潤滑剤。塵埃吸収・吸着剤。燃料(原動機用燃料を含む)及びイルミネラント。ろうそく，灯芯，終夜灯及び芯
5	薬剤，獣医科用剤及び衛生剤。幼児及び病人用食品。膏薬，包帯類。歯科用充てん材料，歯科用ワックス。消毒剤。除草剤及び有害動物駆除剤
6	未加工及び一部加工の一般の金属及びその合金。錨，鉄床，鐘，圧延及び鑄造の建築材料。レール及びその他の鉄道線路用金属材料。チェーン(車両駆動チェーンを除く)。ケーブル及びワイヤ(電気用でないもの)。錠前師用品。金属製パイプ及びチューブ。金庫及び現金箱。鋼球。蹄鉄。釘及びねじ。他の類に属さないその他の非貴金属製品。鉍石
7	機械及び工作機械。原動機(陸上の乗物用のものを除く)。機械用の継手及びベルト類(陸上の乗物用のものを除く)。大型の農業用器具。ふ卵器
8	手持ちの工具及び器具。刃物類，フォーク及びスプーン。携帯用武器
9	科学用機器，航海用機器，測量用機器，電気機器(無線を含む)，写真用機器，映画用機器，光学機器，重量測定用機器，測定機器，信号用機器，検査(監視)機器，救命用機器及び教育用機器。自動販売機。蓄音機。金銭登録機。計算機。消火器
10	外科用，内科用，歯科用及び獣医科用の機器(義肢，義眼及び義歯を含む)
11	照明用，加熱用，蒸気発生用，調理用，冷却用，乾燥用，換気用，給水用及び衛生用の装置
12	乗物。陸上，空中又は水上の移動用の機器
13	火器。鉄砲弾及び発射体。火薬類。花火
14	貴金属及びその合金並びに貴金属製品又は貴金属を被覆した商品(刃物，フォーク及びスプーンを除く)。宝飾品，貴石。計時用具
15	楽器(蓄音機及び無線機でないもの)
16	紙及びその製品，厚紙及びその製品。印刷物，新聞及び定期刊行物，書籍。製本用材料。写真。文房具，接着剤(文房具用)。美術用材料。絵筆及び塗装用ブラシ。タイプライタ及び事務用品(家具を除く)。教材(器具を除く)。遊戯用カード。活字及びクラッチ版(ステロ版)
17	グタペルカ，弾性ゴム，バラタ及びその代用品，これらの製品であって他の類に属さないもの。製造に使用する板状，塊状及び棒状のプラスチック。包装用，充てん用及び絶縁用の材料。石綿，雲母及びこれらの製品。ホース(金属でないもの)
18	革及び人工皮革並びにこれらの製品であって他の類に属さないもの。獣皮，トランク及び旅行用バッグ。傘，日傘及びつえ。むち，馬具

19	建築材料，自然石及び人造石，セメント，石灰，モルタル，しっくい並びに砂利。土管又はセメント管。道路建設用材料。アスファルト，ピッチ及び瀝青。運搬可能な建築物。石の記念物。煙突通風管
20	家具，鏡，額縁。木材，コルク，葦，籐，柳，角，骨，象牙，鯨のひげ，貝殻，こはく，真珠母，海泡石，セルロイド若しくはこれらの材料の代用品から成り又はプラスチックから成る商品(他の類に属するものを除く)
21	小型の家庭用器具及び容器(貴金属製又は貴金属で被覆したものでないもの)。くし及びスポンジ。ブラシ(絵筆及び塗装用ブラシを除く)。ブラシ製造用材料。清浄用品。スチールウール。未加工又は半加工のガラス(建築用のものを除く)。ガラス製品，磁器製品及び陶器製品であって他の類に属さないもの
22	ロープ，ひも，網，テント，日よけ，ターポリン，帆，袋。詰物用材料(毛，カボック，羽，海藻等)。織物用の未加工繊維
23	紡ぎ糸，より糸
24	薄織物(反物)。ベッドカバー及びテーブルカバー。他の類に属さない織物製品
25	ブーツ，靴及びスリッパを含む被服
26	レース及びししゅう布，リボン及び組みひも。ボタン，押しボタン，ホック，ピン及び針。造花
27	じゅうたん，ラグ，マット。リノリウムその他の床用敷物。壁掛け(織物製でないもの)
28	ゲーム用品及びおもちゃ。体操用具及び運動用具(被服を除く)。クリスマスツリー用装飾品
29	食肉，魚，家禽及び食用鳥獣肉。肉エキス。保存処理，乾燥処理及び調理をした果実及び野菜。ゼリー，ジャム。卵。ミルク及び乳製品。食用油脂。プリザーブ，漬物
30	コーヒー，茶，ココア，砂糖，米，タピオカ，サゴ，代用コーヒー，穀粉及び穀物から成る加工品。パン，ビスケット，ケーキ，練り菓子，糖菓，氷菓。はちみつ，糖みつ。酵母，ベーキングパウダー。塩，マスタード。胡椒，酢，ソース。香辛料。氷
31	農業，園芸及び林業の生産物並びに穀物であって他の類に属さないもの。生きている動物。生鮮の果実及び野菜。種子。自然の植物及び花。飼料，麦芽
32	ビール，エール及びポーター。ミネラルウォーター，炭酸水及びアルコールを含有しないその他の飲料。シロップその他の飲料用調製品
33	ぶどう酒，蒸留酒及びリキュール
34	未加工の又は製品化されたたばこ。喫煙用具。マッチ

(b) 業務又はサービスの分類

35	広告及び事業
36	保険及び金融
37	建設及び修理
38	通信
39	輸送及び保管
40	材料処理
41	教育及び娯楽

規則 417 広義の用語

何れの出願においても、商品、事業又はサービスを特定する際に広義の用語を使用することは認められない。外国登録に基づいて出願する出願人は、当該外国登録が商品、事業又はサービスを特定する際に広義の用語を使用している如何なる場合も、当該外国登録の対象である商品を指定しなければならない。

規則 418 商品及び／又はサービスの単一登録

複数の商品及び／又はサービスについて、これらがニース分類の1の類に属するか複数の類に属するかに拘らず、1の出願で扱うことができる。ニース分類の複数の類に属する商品及び／又はサービスが1の出願で扱われている場合は、当該出願は、1の登録を受けるとする。

規則 419 出願の分割

(a) 出願人は、複数の商品又はサービスを扱う出願(以下「当初の出願」という)を、当初の出願において扱った商品又はサービスを分けることにより、2以上の出願(以下「分割出願」という)に分割することができる。

(b) 1の類を更に分割することはできない。

(c) 分割出願は、当初の出願の審査前、又は局の最初の処分の郵送日から2月以内に提出しなければならない。

(d) 庁は、分割出願を受領した場合は、当初の出願及びその出願番号を取り消す。分割出願には、新規の出願番号が付与されるが、出願日は、当初の出願の出願日と同一とする。分割出願は、当初の出願の優先権の利益を同様に維持する。

第5部 出願日

規則 500 出願日

優先権に関する規定に従うことを条件として、ある出願の出願日は、所定の手数料並びに次の内容及び事項を英語又はフィリピン語で記載したものを庁が受領した日とする。

- (a) 標章の登録を求める旨の明示又は黙示の表示
- (b) 出願人の特定
- (c) 出願人と又は代理人がいる場合は代理人と通信するのに十分な特定
- (d) 登録を求める標章の複製、及び
- (e) 登録を求める商品又はサービスの一覧

規則 501 出願番号及び出願日

(a) 標章の登録要件の審査を開始する前に、審査官又は局長が権限を与えるその他の職員は、出願が本規則に定める出願日の付与に係る要件を満たしているか否かについて審査する。出願が出願日の付与に係る要件を満たしていない場合は、局は、出願人にその旨を通知し、出願人は、通知の郵送日から1月以内に、出願を要求通りに完全にするか又は訂正しなければならない、そうしなかった場合は、出願は、取り下げたものとみなされる。

(b) 出願手数料及びその他の特定事項を庁が受領した時点で、出願が出願日付与に係る要件を満たされていない場合は、付与していた出願日を取り消し、新しい出願日を庁の記録に記入する。新しい出願日は、出願人への通知で定めた通りに完全にされた又は訂正された出願を庁が受領した日とする。

第6部 登録出願の審査手続

第1章 手続の内容

規則 600 出願は一方的に行われる；異議申立

登録出願手続は、出願人により一方的に行われる。すなわち、その手続は、原告(出願人)は存在するが被告は存在せず、裁判所自体(審査官)が相手方当事者として行為する訴訟に類似している。

自己が当事者でない係属出願に関する一方的陳述又は異議申立は、出願が係属中である旨の情報が出願人の任意によって伝達されていない限り、如何なる注意も払われない。

規則 601 審査官と出願人との間の係争手続

標章登録に係る庁における一方的手続は、公衆の利益を代表する審査官と、個人の利益を代表する出願人(又はその代理人)との間の法律係争である。

規則 602 出願人は自己の利益を図るものとされている

審査官が代表となる庁は、出願人の利益を図るものとはされていない。法律は、当該義務を出願人自身に課す。審査官は、公衆の利益を保護する責任を負い、従って法律及び本規則に反して標章登録が付与されていないか絶えず注意しなければならない。

規則 603 出願人にとって価値のある審査官の不利な予備的処分

出願人又はその代理人は、審査官による不利な予備的処分の肯定的な価値を十分に評価すべきである。有利に手続を進めることが困難であった登録は、庁の手続を容易に経た登録よりも法廷で有効になる傾向にある。その理由としては、審査官によって提起され、かつ、最終的に庁によって出願人に有利に決定された各要点は、法廷で出願人にその要点についての一応の当事者適格性を与えるからである。

庁は、法律により、登録出願を認める権限を与えられており、かつ、庁に与えられた権限を理由に、登録の付与及びこれに関するすべての事項に関する庁の決定は、裁判所により適正なものと推定される。

規則 604 予備的拒絶は文字通りに解釈してはならない；審査官は単に助けになるよう努めている

審査官による予備的拒絶は、決して文字通りに解釈してはならない。出願人は、審査官がその出願を実際に拒絶しようとしているのではないかもしれないことを忘れてはならない。実際のところ審査官は、出願を承認する準備を概ねしている可能性があり、出願人にとって登録許可後に訴訟になれば、釈明することが難しくなることがあるので、それを待たせるよりはむしろ、出願人に引例の回避の又は何らかの問題点の釈明をする機会を与えようとしているのである。

第2章 登録出願の審査方法；審査官による処分；出願人による応答；放棄；回復

規則 605 審査の順序；優先処理

(a) 出願は、出願日付与に係る要件が庁に対して完全に満たされた順番で、登録要件について審査される。通常、庁によって付与された出願番号の順番に従うものとし、出願番号の大きい出願が出願番号の小さい出願よりも早期に審査されることはないが、出願番号の大きい出願の出願日が出願番号の小さいもの出願日より早い場合はこの限りでない。

(b) 次に該当する商標出願は、宣誓に基づく請求があり、手数料を納付し、かつ、局長の命令がある場合は、優先処理及び／又は優先審査を受けることが認められる。

1. 以前登録されていたが、登録維持要件を満たさなかったために取り消された標章の登録人又は譲受人による再出願
2. 以前出願したが放棄して、もはや回復することができない標章の出願人による再出願
3. 何れかの国、政府間機関又は国際機関の標章、名称若しくは略称、又はロゴに係る登録出願
4. 短期間行われる又は定期的に行われるスポーツ競技について、当該スポーツ活動の開始前から親善の雰囲気若しくはイメージを高めるために商標登録が必要な場合の標章、名称、略称、ロゴに係る登録出願
5. 短期間行われる国内又は国外の貿易ミッション及び／又は博覧会で紹介され、及び／又は参加している出願人の製品及びサービスの標章、名称、略称、又はロゴに係る登録出願
6. 宗教活動、社会的若しくは慈善活動、又は教育活動の標章、名称、略称、又はロゴで、その活動の目的を達成するために早期登録が必要なものの登録出願
7. (サービスマークとしての)ドメイン名称の登録出願、及び
8. 情報通信技術(ICT)インフラにおいて使用されている又は使用される商標、サービスマーク及び商号の登録出願

規則 606 審査官の管轄権

審査官は、すべての登録出願の審査及び異議申立の対象とする目的での IPO 公報への公告の許可について第1審管轄権を有する。その決定は、確定したときには、局長に対する申請及び不服申立の対象となる。出願人又はその代理人は、自己の係属中の出願から生じる問題については、その担当の審査官にのみ提起するものとし、庁のその他の者に提起してはならない。

規則 607 出願の審査；審査官による処分

(a) 審査後に、何らかの理由により出願人には登録を受ける資格のないことが判明した場合は、審査官は、その旨を出願人に通知する。出願人は、その理由及び方式要件又は異論について知らされ、かつ、自己の出願を更に遂行する上で役立つ可能性がある情報及び参考事項が伝えられる。

(b) すべての審査官は、その処分において、当該処分を通知する時点で存在する異論の理由をすべて挙げなければならない。断片化した処分は禁止する。

規則 608 権利の部分放棄

権利の部分放棄の基本的な目的は、複合標章の特筆すべき要素が当該複合体の排他的な部分となっていないことを記録することにある。次の標章部分が当該複合標章の一部を構成している場合は、登録を可能にするためにその部分を権利放棄しなければならない。

(a) 普通名称

(b) 複合標章における説明的事項

(c) 商標、サービスマーク又は商号として機能しない事項

このような権利の部分放棄は、その放棄部分について他の法律に基づいてその時点で存在するか又はその後生じた出願人の権利を害することもその権利に影響することもなく、また、権利の部分放棄された事項が出願人の商品、事業又はサービスについて識別性を有するに至った場合は、後日行われる別の出願による出願人の登録に係る権利を害することもその権利に影響することもない。

審査官は、標章の一部に権利の部分放棄をしなければならない登録不能の事項が含まれていると判断した場合は、その決定を処分通知によって出願人に伝える。出願人が本規則に基づいて認められる期間内に応答しない場合は、審査官の決定が確定し、当該登録不能の事項について権利の部分放棄がなされる。

規則 609 審査官との面接；面接が許可されない場合

庁に係属中の出願に関する審査官との面接は、出願人が提起することを望む質問を明記した書面による請求に基づいてのみ、かつ、所定の手数料を納付した後にのみ行うことができ、これに関して審査官は、面接を許可するか又は質問に対して書面で回答するかを裁量する権限を有する。面接は、庁の構内において、審査官が指定する通常の就業時間中に行う。審査官との面接又は協議はすべて、協議の直後に文書にまとめ、審査官及び出願人が署名する。当該書面は、庁の記録の一部となる。係属出願を検討する面接は、これに関する最初の庁の処分の前に行ってはならない。

規則 610 応答期間、出願人の行為

出願人は、審査官の処分に応答するために、その処分通知の郵送日から2月の猶予を与えられる。当該応答は、補正とともに、又は補正を伴わずにすることができ、出願人は、審査官の処分内容及び事件の状況により必要とされる適切な処置を含めなければならない。応答期間は、書面による請求及び所定の手数料の納付に基づいて延長することができるが、如何なる場合も、応答期間の合計が応答を要求する審査官の処分通知の郵送日から4月を超えてはならない。

規則 611 原本以外の通信

「通信」とは、出願日の要件を満たす目的とは別に庁に提出する応答をいう。庁は、ファクシミリ又は電子的手段による庁への通信を認める。ファクシミリによる通信をする場合は、署名の複製、又は印章の複製であって、要求のあるときは捺印する自然人の名称の文字表記も付したものを表示しなければならない。庁の機械によるファクシミリの受領後24時間以内に、審査官は、当該ファクシミリを受領するために庁が負担した費用

であって庁が随時設定するものを納付するよう出願人に要求する通知を出すことにより、当該ファクシミリの受領日を確認する。当該通信の原本及び費用は、ファクシミリの受領後1月以内に庁に受領されていなければならない。そうでない場合は、通信は取り下げたものとみなされ、記録から抹消される。何れの場合も、当該書類が庁に受領された旨を証明する義務は、出願人にある。

規則 612 再審査

出願人による応答後、出願は、審査官によって再審査又は再審理されるものとし、登録が再度拒絶され又は方式要件の遵守が要求されたが、確定したものとされていない場合は、出願人は、再度応答することができる。

規則 613 最終処分

審査官は、最初の又はその後の再審査又は再審理に基づいて、登録の拒絶又は方式要件遵守の要求が確定した旨を言い渡すことができる。従って、出願人の救済方法は、局長へ不服申立をするか又は審査官による要求を遵守するかに制限される。

規則 614 放棄；不完全な応答

審査官の処分通知の郵送日から起算した所定の期間内に、出願人が応答しなかったか又は完全な応答を提出しなかった場合は、出願は、前記期間の末日の翌日付で放棄されたものとみなされる。

規則 615 放棄とされた出願の回復

- (a) 放棄とされた出願は、その放棄の日から3月以内に、その遅延が不正行為を受けたこと、事故、錯誤又は免責可能な過失によるものであることを局長が納得するように証明し、かつ、所定の手数料を納付する場合は、係属中の出願として回復することができる。
- (b) 放棄とされた出願の回復を求める請求には、完全な応答の提出が遅延した理由の陳述、及び未提出のときは応答案を添付しなければならない。所定の期間内に回復されなかった出願は、3月の回復期間の満了時に権利喪失したとみなされる。
- (c) 同一の事案について前に1度回復されたことがある出願であって、この度放棄とされたものは、回復することができない。

規則 616 4月よりも短い期間；延長請求を行う時期

- (a) 出願人は、4月より短い期間が必要又は便宜であるとみなされる場合は、審査官の処分通知の郵送日から1月以上4月未満の一定期間内に、出願を遂行するよう求められることがある。出願人は、4月未満の期間内に応答を求める旨が書面によって通知されない限り、4月の最長期間が認められる。
- (b) 4月未満の期間が指定された場合において、応答期間は、正当かつ十分な理由があるときに限り、合理的な指定期間をもって延長される。当該延長請求は、出願人の応答期日以前に行わなければならない。何れの場合も、処分に対する応答を提出する最長期間は、処分の郵送日から4月を超えないものとする。

規則 617 局による処分の停止

局による処分は、正当かつ十分な理由による出願人の書面による請求に基づき、所定の手数料を納付することを条件として、合理的な指定期間にわたり、停止することができる。審査官は、1 回のみ停止を認めることができ、更なる停止は、局長の承認を得ることを条件とする。出願人による応答がされることを待っている審査官の処分は、停止の対象とはならない。

規則 618 暫定的な許可

優先権を主張する外国出願に基づく出願における問題が外国又は母国での登録の認証謄本の提出のみである場合は、審査官は、出願を暫定的に許可し、当該許可から起算して 12 月を超えない期間にわたって、外国又は母国での登録の認証謄本を提出保留とすることができる。出願人の請求があり、かつ、局長の承認及び所定の手数料の納付があることを条件として、当該 12 月の期間は、正当な理由があったときは、12 月を超えない追加期間をもって延長することができる。出願人は、許可から起算して最長 24 月の期間内に外国又は母国での登録の認証謄本を提出することができない場合は、優先権に係る主張を放棄したものとみなされる。その後、所定の手数料の納付がされた場合、当該出願は、異議申立のため、公告される。

規則 619 明示の放棄

出願は、出願人本人又は記録上の譲受人が署名した放棄宣言書を局に提出することにより、明示的に放棄することができる。

第3章 出願の補正；審査官の異論に対する応答

規則 620 出願の補正

出願は、方式違反を訂正するため、審査官からの異論に対処するため、又は審査の過程で生じるその他の理由のために、補正することができる。

規則 621 説明書又は図面の補正

標章の説明書又は図面の補正は、最初に提出されたラベルに示された態様のものであるとの保証がその標章によってされる場合にのみ認められ、標章の内容がその補正によって変更される場合は、補正をすることができない。

規則 622 補正の方法

あらゆる補正において、削除又は挿入する正確な語を明記しなければならない、削除又は挿入をする正確な場所を表示しなければならない。当該補正はすべて、先に提出した用紙とは別の用紙を用いて行い、かつ、用紙の片面のみに記載しなければならない。

規則 623 出願人が庁の文書又は記録に手を加えることの禁止

出願人又はその代理人は、庁の文書又は記録について、削除、追加、挿入又は毀損をしてはならない。

第7部 公告、許可及び登録証の発行

規則700 IPO公報における公告；審査官の管轄権の終了

登録出願は、登録証の発行前に、異議申立の対象とされる。従って、登録出願の審査又は再審査後に、出願人が当該標章を登録する資格を有すると当該審査を担当する審査官が判断した場合は、局長は、当該審査官の勧告に基づき、異議申立の対象として当該標章をIPO公報に公告するよう命じ、かつ、出願人にその処分が通知される。審査官の出願に係る管轄権は、局長が異議申立の対象として標章を公告するよう命じた後に終了する。

規則701 審査官は許可された出願を自己の管轄に差し戻すよう申請することができる
出願が許可された後、かつ、当該出願の公告から1月以内に、審査官は、当該標章の登録に対する一方的反対理由を新たに発見したとの理由に基づく局長への上申により、出願に対して再度管轄権を行使することができる。

出願が審査官に差し戻された後、審査官が勧告した補正は、局長が承認することができ、かつ、許可を撤回することなく行うことができるが、ただし、登録証発行に係る納付を庁が受領していないことを条件とする。

規則702 審査官は異議申立のための公告を担当する；公告前の出願は秘密である

審査官は、本規則に規定する通り局長が公告するよう命じたすべての標章及び商号の異議申立のための公告に関するすべての事項を担当する。

係属中の出願ファイルの閲覧は、標章、商号、名称又は容器に印されたその他の所有権の表示が異議申立の対象として公告される前は、出願人の書面による許可がなければ、何人にも認められない。ただし、出願人の名称及び住所、標章、商号、名称その他所有権表示の説明、当該標章、商号、名称その他の所有権表示の使用されている商品、事業、サービス又は容器、分類番号、出願番号並びに出願日を記載した係属出願の目録は、出願後速やかに公衆の閲覧に供される。

規則703 出願の登録許可及び登録証の発行

(a) 異議申立の対象として出願を公告するIPO公報の発行日から1月以内に、異議申立通知が、宣誓されたものか否かを問わずかつ原本であるか否かを問わず、されなかったことを法務局長が認証した場合において、所定の手数料が納付されたときは、庁は登録証を発行する。法務局長は、異議申立の対象として出願を公告したIPO公報の発行日から2月以内に、当該登録証を発行する。登録証の発行はIPO公報に公告され、庁の記録に記入される。

(b) 出願が、登録証の作成及び発行又は当該登録の公告のために必要な様式、書類又はその他の文書に関する方式事項において不備がある場合は、審査官は、出願人にその旨を通知する。出願人は、当該通知の郵送日から2月以内に、当該不備を除去する。そうしなかった場合は、出願は、放棄されたと宣言される。ただし、放棄された出願は、本規則の要件に従うことを条件として、回復することができる。

第 8 部 登録の効果及び通知

規則 800 与えられる権利

(a) 登録標章の所有者は、その同意を得ていないすべての第三者によって当該登録標章と同一又は類似の標識又は容器が当該登録商品の係わる商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて業として使用されることにより混同が生じる虞がある場合は、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の標識を使用する場合は、混同が生じる虞があると推定される。

(b) フィリピンで登録されている周知標章の所有者の排他的権利は、当該標章が登録された商品及びサービスとは類似していない商品及びサービスにも及ぶものとする。ただし、当該商品又はサービスについての当該標章の使用が、当該商品又はサービスと当該登録標章の所有者との間の関連性を示し、かつ、当該登録標章の所有者の利益が当該使用により害される虞がある場合に限る。

規則 801 存続期間

登録証は、10 年間効力を有する。ただし、庁からの通知がなくても、登録人は、当該標章の登録日の第 5 周年日から 1 年以内に、本規則が定めるところに従い、実際の使用の宣言書及びその証拠を提出するか又は当該使用に対する障害の存在を根拠とする正当な理由を示さなければならない。そうしない場合は、庁は、当該標章を登録簿から抹消する。審査官は、実際の使用の宣言書又は不使用の理由書を受領してから 1 月以内に、これについて承認又は不承認等の処分を登録人に通知する。

規則 802 許容される標章の不使用

(a) 標章の不使用は、それが商標所有者の意思に係わりなく生じる状況によるものである場合は、取消を免れることができる。資金不足による標章の不使用は、取消を免れない。

(b) 不使用による取消を免れるために不使用に係る宣誓供述書に記載される特別な状況は、政府の規制により課された販売禁止等明らかに登録人による制御下でない場合を除き、認められない。

規則 803 異なる形状での標章の使用

登録された形状とは異なってもその識別上の特性を変更しない形状での標章の使用は、標章の取消又は登録簿からの抹消の理由とはならず、かつ、当該標章に与えられる保護を減じないものとする。

規則 804 登録に係る類に属する商品についての標章の使用

標章が登録された類に属する 1 以上の商品又はサービスに関連して標章を使用した場合は、当該標章は、その類の他のすべての商品又はサービスについても、取消又は登録簿からの抹消を免れるものとする。

規則 805 関連会社による標章の使用

登録人又は出願人に関連のある会社による標章の使用は、当該登録人又は出願人のため

に法律上の効力を生じるものとし、当該使用は、当該標章又はその登録の有効性に影響しないが、ただし、当該標章が公衆を誤認させるような方法で使用されないことを条件とする。ある者による標章の使用が当該商品又はサービス内容及び質に関して登録人又は出願人により管理されている場合は、その使用は、当該登録人又は出願人のために法律上の効力が生じる。

規則 806 登録証；登録された場合の記録及び写し

標章の登録証は、当該登録の有効性、当該標章についての登録人の所有権、並びに登録証に記載された商品又はサービス及びこれらに係る商品又はサービスに関連して当該標章を使用する登録人の排他的権利に係る一応の証拠である。

標章、商号、名称その他の所有権表示が登録された後、当該出願に関する陳述、図面及びすべての書類は、公衆の閲覧に供され、所定の手数料を納付すれば写しが提供される。

規則 807 登録証の内容

標章の登録証には当該標章の複製を含め、かつ、登録証番号、登録所有者の名称及び宛先、登録所有者の宛先がフィリピン国外にある場合はフィリピン内の送達宛先、出願日、登録日、優先権が主張されている場合はその事実の表示、優先権の基礎となっている出願の番号、出願日及び出願国、該当する類の表示がある付与された登録に係る商品又はサービスの一覧、並びに本規則に随時定めるその他の事項を記載する。

規則 808 標章を使用する目的以外の目的での第三者による表示の使用

標章の登録は、登録所有者に対して、第三者が善意でその名称、宛先、変名、地理的名称、又はその商品若しくはサービスの種類、品質、数量、仕向地、価格、原産地若しくは製造若しくは提供の時期に関する正確な表示を使用することを妨げる権利を与えるものではない。ただし、その使用が単なる識別又は情報の目的に限られ、かつ、当該商品又はサービスの出所について公衆を混同させることがないことを条件とする。

第9部 出願又は登録に影響するその他の手続

第1章 登録人又は記録上の譲受人による自発的な権利放棄又は取消，補正，権利の部分放棄，誤りの訂正

規則900 審査官の管轄権

審査官は，登録の自発的権利放棄，自発的取消，自発的補正及び自発的権利の部分放棄に関するすべての事項について第1審管轄権を有するものとし，その決定は，確定したときには，登録出願に関する審査官の最終決定に対して局長に不服申立をするのと同様の方法で局長に不服申立をすることができる対象となる。当該すべての事項においては，登録人若しくは譲受人又はその代理人は，当該審査官のみと，又は当該審査官を補佐するために局長が指名するその他の上級職員及び一般職員と対応するものとする。

規則901 登録人の申請による取消

庁は，登録人の申請により，取消のために登録の権利放棄をすることを認めることができ，また，取消の時点で，庁の記録に適切な記入をする。登録の取消申請は，宣誓に基づくものとし，登録人が非居住者の場合は，適切に認証され又は公認されなければならない。

規則902 登録の補正又は権利の部分放棄

(a) 庁は，登録人の申請に基づき，かつ，所定の手数料の納付があった場合に，正当な理由があったときは，登録の補正又は権利の部分放棄を許可することができる。ただし，当該補正又は権利の部分放棄が当該標章の特性を大きく変更しないことを条件とする。登録証，又は当該登録証を紛失若しくは毀損した場合は，その認証謄本に基づいて，庁の記録に適切な記入を行う。

(b) 庁は，登録人の申請に基づき，かつ，所定の手数料の納付があった場合に，代替の登録証を発行することができ，その表側にはその登録証が代替のものである旨を記載し，紛失又は毀損した登録証の認証謄本になされている補正又は権利の部分放棄に関して同一の記入を行う。当該代替登録証の副本は，庁の記録に保管する。

規則903 庁がした誤りの訂正

庁の過失により登録に重大な誤りが生じたことが庁の記録により明らかであるときは，その誤りの事実及び内容を記載した証明書が無料で発行され，記録され，かつ，その印刷された写しが登録証の印刷された写しの各々に添付される。訂正された登録証は，その後，登録証の原本と同一の効果を有するものとし，又は総務・財務・人材開発業務局長の裁量により，本規則に基づいて，無料で新しい登録証を発行することができる。これまでに発行されているすべての訂正証明書及びこれらが添付されている登録証は，当該証明書及びその発行がIP法により認められていたものとしての効力及び効果を有する。

規則 904 出願人がした誤りの訂正

(a)登録に誤りがあり、その誤りが出願人の過失により善意で生じたものである場合は、庁は、所定の手数料の納付があったときに、証明書を発行することができる。ただし、当該訂正が標章の再公告を必要とする登録の変更を伴わないものであることを条件とする。

(b)訂正の申請は、宣誓に基づくものとし、訂正を求める誤り及びこれが生じた態様を明記し、これが善意で生じたことを陳述しなければならない。

(c)登録証の各写しに訂正証明書の写しを添付するものとする。

規則 905 権利放棄、取消、補正、権利の部分放棄及び訂正は公告される

取消、権利放棄、補正、権利の部分放棄及び訂正の通知は、IPO 公報に公告する。公告の費用は、訂正の通知が庁の誤りに係る場合を除き、登録人又は記録上の譲受人が負担するものとする。

第2章 登録の譲渡の記録；ライセンスを含む登録標章に係わる権利に影響するその他の証書；登録の分割

規則 906 出願及び登録の譲渡及び移転

標章の登録出願又はその登録は、当該標章を使用する事業の移転を伴うか否かを問わず、譲渡又は移転することができる。

ただし、当該譲渡又は移転は、これにより特に当該標章が用いられる商品又はサービスの種類、出所、製造方法、特性又は用途について公衆を混同させる虞がある場合は、無効とする。

規則 907 譲渡又は移転の様式

標章の登録出願又はその登録の譲渡は、公証を受けなければならない、出願人、登録人の署名、又はその後の譲渡の場合は記録上の譲受人の署名を必要とする。合併その他の形式の承継による移転は、合併証書又は当該移転を裏付ける書類により証明することができる。

規則 908 譲渡又は移転の記録

譲渡及び移転は、庁において記録されるまでは、第三者に対して効力を有さない。標章登録の譲渡及び移転は、所定の手数料の納付があったときに、庁において記録する。登録出願の譲渡及び移転は、同一の手数料の納付があったときに仮に記録され、また、当該標章が登録されるときは、譲受人又は被移転者の名称によるものとする。

規則 909 譲渡証、登録に影響するその他の証書又はライセンス及び翻訳文は正副2通提出する

譲渡証、その他の証書又はライセンス及びその翻訳文の原本は、署名した副本を添えて提出しなければならない。記録後、庁は署名された副本を保持し、原本に記録の事実の注記を付して、これを、当該証書を提出した者に返還する。

規則 910 記録すべき証書の受領日はその記録日とみなされる

譲渡証、その他の証書又はライセンスの記録日は、庁が、記録手数料全額とともに、これらを適切な様式により受領した日とする。

規則 911 新しい登録証を譲受人に発行しなければならない

記録上の譲受人の書面による請求及び所定の手数料の納付があったときは、登録の残存期間についての新しい登録証を譲受人に発行しなければならない。

規則 912 庁での手続において記録上の譲受人が行為することができる

登録人又は出願人が庁での手続においてすることができる行為、又はしなければならない行為は、当該譲渡が記録されていることを条件として、元の所有者、登録人、出願人又は先の譲受人を排除して、譲受人がすることができる。ただし、その譲渡が記録されていない限り、如何なる譲受人も、行為をすることは認められない。

規則 913 記録に先立つ商標ライセンス契約の許可

商標ライセンス契約については、庁の資料・情報・技術移転局(DITTB)に許可を申請するものとし、当該契約は、IP 法第 87 条及び第 88 条に違反していない旨の DITTB 局長による証明がある場合にのみ、記録される。

規則 914 登録の分割

登録標章の所有者は、登録証の有効期間中はいつでも、所定の手数料を納付した上で、書面により、かつ、宣誓の上、登録を分割するよう請求することができる。請求には、記録上の所有者又はその記録上の代理人の名称及び宛先、当該標章、分割すべき登録証の発行番号及び発行日、並びに登録が分割された後に用いられる商品及び／又はサービスにニース分類に基づく当該商品及び／又はサービスの分類番号を明記したものを記載しなければならない。

局は、当該分割が標章の再公告を必要とするような登録の変更を伴わないこと、及び 1 の類を更に分割するものでないことを条件として、登録分割請求を認めることができる。

規則 915 原登録証の取消及び登録移転証の発行

登録分割請求が承認され、かつ、所定の手数料が納付されたときは、局長は、原登録証を取り消し、原登録証の残存期間にわたる新しい登録証を発行するよう命じる。

規則 916 登録移転証の内容

登録移転証には、当該標章の複製を含め、かつ、その番号、登録所有者の名称及び宛先、登録所有者の宛先がフィリピン国外である場合はフィリピン内の送達宛先、登録移転証の所有者が原登録証の登録所有者と別人である場合は原登録証の登録所有者の名称、原登録の分割請求日、登録移転証の発行日、原登録の出願日及び登録日、優先権が主張されている場合はその事実の表示、優先権主張の基礎となっている出願の出願番号、出願日及び出願国、該当する類を付記した登録移転証の対象である商品又はサービスの一覧、並びに本規則に随時定めるその他の事項を記載する。

第3章 登録の更新

規則 917 更新請求

登録証は、期間の満了時に所定の手数料を付して請求書を提出することにより、10年の期間更新することができる。請求書は、次の事項を含まなければならない。

- (a) 更新を求める旨の表示
- (b) 登録人又はその権利承継人(以下「権利所有者」という)の名称及び宛先
- (c) 当該登録の登録番号
- (d) 更新対象の登録に係る出願の出願日
- (e) 権利所有者が代理人を有する場合は、当該代理人の名称及び宛先
- (f) 更新を請求する記録された商品若しくはサービスの名称、又は更新を請求しない記録された商品若しくはサービスの名称を、ニース分類に従って分類し、同分類の順序に従って記載したもの。
- (g) 権利所有者又はその代理人の署名、及び
- (h) 表示方法に重大な変更があった場合は、新しいラベル5組を請求書とともに提出しなければならない。

規則 918 更新請求の時期

当該請求書は、フィリピン語又は英語で記載しなければならない、登録の発行又は更新に係る期間の満了前6月以内のいつでも提出することができ、又は当該満了後6月以内は、本規則に定める追加の手数料を納付して提出することができる。

規則 919 審査官の管轄権

審査官は、更新登録請求について第1審管轄権を有し、その決定は、確定したときには、審査官の最終決定に対する局長への不服申立について本規則で定める条件に基づいて、局長への不服申立の対象となる。庁が登録の更新を拒絶した場合は、登録人に拒絶した旨及びその理由を通知する。

規則 920 居住する代理人を選任する必要性

更新登録請求の対象である標章の登録人、譲受人又はその他の所有者がフィリピンに住所を有していない場合において、その代理人でない又は記録上の居住代理人でない者が更新請求をしているときは、請求する者を代理人として指名する委任状を提出しなければならない、かつ、当該委任状については、所定の手数料を納付し、庁が更新請求について処分する前に記録を受けなければならない。

規則 921 旧法による登録の更新；使用及びその証明が必要である

共和国法律第166号に基づいて登録された標章は引き続き有効であるが、IP法に基づいて認められたものとみなされ、本規則が登録更新のために規定する期間内及び方法で更新される。ただし、1998年1月1日現在でその登録の残存期間が6年半より長い標章は、共和国法律第166号に基づく登録又は更新登録の10周年日及び15周年日から1年以内に、本規則に定める実際の使用の宣言書及び証拠を提出しなければならない。ただし、

その登録の残存期間が6年半以内である標章は、もはや使用の宣言書及び証拠の要件の対象とされないが、本規則が登録更新のために規定する期間内及び方法で更新されるものとし、更新されれば、ニース分類に基づいて再分類される。更新は、10年とする。共和国法律第166号に基づいて補助登録簿に登録された商号及び標章であって、その登録が更新によるものを含め1998年1月1日時点で存続していたものは、引き続き有効であるが、もはや更新の対象ではない。

規則 922 旧法による登録証は引き渡す

共和国法律第166号に基づく登録の更新請求については、更新すべき登録証の庁の控が庁のファイルにない場合は、請求書と共に、当該登録証を庁に引き渡さなければならない。

更新請求人は、希望すれば、共和国法律第166号に基づいて付与された登録証を引き渡した後に、通常の手数料を納付して、その認証謄本を入手することができる。

規則 923 更新登録の拒絶；局長への不服申立

審査官は、正当な理由があったときは、更新請求を拒絶することができる。その拒絶の後には、応答して更新請求を是正し若しくは補正するか又はその拒絶が確定した場合は、局長に不服申立をすることができる。

規則 924 登録更新証

庁は、更新請求が承認され、登録人が書面により請求し、当該証明書の発行のための所定の手数料を納付する場合は、登録更新証を発行することができる。登録更新証には、登録証の番号、更新される標章、その原発行日、更新登録の存続期間、並びに登録の更新を承認する局長の命令に含まれる制限も含めて本規則に規定する登録証に記載しなければならないすべての事項を含める。

第 10 部 マーキングされた容器の登録

規則 1000 商標及びサービスマークの規則又は登録を適用する

本規則に別段の規定がない限り、容器の標章の登録は、商標及びサービスマークの登録と同様とする。

規則 1001 「マーキングされた容器」の定義

「マーキングされた容器」とは、識別上の効果を有する標章が押印又は成型によって付されている商品の容器をいう。ただし、当該標章を容器から消去又は除去することができないことを条件とする。容器上のスタンプ又はマークは、登録のために読み取り、かつ、認識することができるものでなければならない。

規則 1002 図面は不要である

この登録は図面を必要としない。図面の代わりに、登録を求める標章を明瞭かつ読み取れるように表示した容器の写真 2 葉を、これに出願人又はその代理人が適切に署名して提出しなければならない。写真は、商標及びサービスマークの図面について要求されるのと同じの大きさとする。「表示領域」は設けなくてよい。

規則 1003 ラベルは不要である；見本が必要な場合がある

審査官が要求する場合は、出願人又はその代理人は、審査官が指定する日時に容器の見本を局に持参する。見本は庁に放置してはならず、審査官による検認後、直ちに出願人又はその代理人が引き取らなければならない。

第 11 部 申請及び不服申立

規則 1100 審査官の職務の内容

出願において及び審査官が調査した参考資料において明らかにされた事実並びに適用法(制定法及び判例法)に基づき登録出願又はその更新を許可すべきか又は拒絶すべきかを決定する職務は、準司法的な職務であり、司法裁量権の行使を伴う。

従って、当該職務に関しては、局長は、審査官に対して直接的な管理、指揮及び監督を合法的に行うことができず、登録の付与及びその他の処分についての審査官による勧告を通じて、また、審査官による不利な決定に対する申請又は不服申立に基づく検討を通じて統括的な監督のみを行うことができる。

規則 1101 不服申立の非対象事項に関する審査官の処分適切性を問う局長への申請

審査官により反復して行われた処分又は要求であって、不服申立の対象とならず、また、その他適切な事情におけるものについては、局長に申請することができる。当該申請及び提出することができるその他の申請は、関係する事実及び検討されるべき点に関する陳述を含まなければならない。これらを裏付ける準備書面又は覚書がある場合は、申請書に添付するか又は記載しなければならない。局長は、場合に応じて、審査官に対し、申請において主張されている事項に関する決定について理由を記載した陳述書を提出するとともにその写しを申請人に提供するよう指示することができる。申請書の単なる提出は、不服申立の対象である審査官の処分の郵送日から起算して最長 4 月である審査官の処分への応答期間の経過を停止させることはなく、また、他の手続を停止させることもない。

規則 1102 局長への不服申立

標章又は所有権に係るその他の標章の何れの登録出願人も、審査官の登録付与の最終拒絶について、局長に不服申立をすることができる。また、本規則が審査官に第 1 審管轄権を与える事項における審査官による不利な処分についても、局長に不服申立をすることができる。審査官による同一の理由に基づく 2 回目の不利な決定については、出願人、申請人又は登録人は、不服申立の適用上、これを最終的なものとみなすことができる。

規則 1103 不服申立をされない審査官の最終決定の効果

許可された期間内に局長へ不服申立がされなかった審査官の最終決定、又は不服申立がされてもそれが遂行されないものは、事実上確定的なものとみなされ、同一の主題に関するその後の処分について既判力を有する。

出願人が、混同が生じる程に類似する標章の処分を例とする実体的事項について応答しなかったために出願が放棄されたものとみなされる場合に、その出願が放棄されたことを宣言する命令は、これが確定したものであるときは、同様に既判力を有する。

規則 1104 不服申立の期間及び方法

申請又は不服申立は、不服申立の対象である処分の郵送日から 2 月以内に、申請書正副 2 通又は不服申立書のうち該当するものを提出し、かつ、所定の手数料を納付して提起

しなければならず、不服申立を提起する種々の理由を明記し、かつ、申請人、不服申立人又はその記録上の代理人が署名しなければならない。本規則に規定する期間は、如何なる場合も、不服申立の対象である処分の郵送日から最長4月を超えないものとする。

規則 1105 不服申立人の準備書面が必要である

不服申立の場合は、不服申立人は、不服申立の日から延長の認められない2月以内に、その不服申立を維持するための論拠並びに主張の準備書面を提出しなければならない。認められた期間内に準備書面を提出しないときは、不服申立は却下される。

規則 1106 審査官の答弁

審査官は、申請又は場合に応じ不服申立人の準備書面に対する答弁書の提出を指示する局長の命令から2月以内に、当該答弁書を提出しなければならない。審査官は、当該答弁書の写しを申請人又は不服申立人に送達する。

規則 1107 不服申立人の応答

不服申立の場合は、不服申立人は、審査官の答弁書の写しを受領した日から1月以内に、その答弁書で提起された新たな事項のみについての応答準備書面を提出することができる。

規則 1108 長官への不服申立

局長の決定又は命令は、不服申立人がその写しを受領した後15日で確定する。ただし、当該期間内に再審理申立が局長にされた場合、又は不服申立が不服申立書の提出及び所定の手数料の納付によって長官にされた場合はこの限りでない。

局長の決定又は命令についての再審理申立は、1回のみ認められる。

規則 1109 不服申立人の準備書面が必要である

不服申立人は、不服申立書提出日から1月以内に、自己がその不服申立を維持するために依拠する論拠及び主張の準備書面を提出しなければならない。許可された期間内に準備書面を提出しなかったときは、不服申立は却下される。

規則 1110 局長の見解

局長は、長官の求めがある場合は、不服申立人の準備書面について1月以内に自己の見解を提出しなければならない。

規則 1111 上訴裁判所への上訴

長官の決定は、地方裁判所の決定についての上訴に適用される裁判所規則に基づいて上訴裁判所への上訴が遂行されない限り確定する。長官の決定又は命令についての再審理申立は、認められない。

最終規定

第1条 通信

次の規則を、登録人／出願人と庁又は局との間の通信に適用する。

(a) 事務手続は書面により行うこと。庁又は局との事務手続は、すべて書面によって処理しなければならない。処分は、専ら書面記録に基づいてなされる。口頭による約束、合意又は了解があるとされても、一切考慮に入れない。

(b) 出願人及び他の者の出頭は不要であること。別段の規定がある場合を除いて、出願人及び他の者の庁への出頭は不要である。その事務手続は、通信により処理することができる。

(c) 通信は、商標局長の名義によること。局の管轄に属する事項に関する庁の書状はすべて、商標局長の名義で送付しなければならない。当該事項に関するすべての書状及びその他の通信は、商標局長宛としなければならない。他の上級職員宛とした場合は、通常、返還される。

(d) 事件ごとに書状を別にすること。あらゆる場合において、書状は照会の主題ごとに個別に作成しなければならない。

(e) 出願に関する書状。書状が出願に関するときは、出願人の名称、登録を求める標章、商号又は名称その他の所有権の表示、出願番号及び出願日を記載しなければならない。

(f) 登録に関する書状。書状が登録標章に関するときは、登録人の名称、登録標章、登録証の番号及び日付、並びにニース分類に基づく商品又はサービスの類を記載しなければならない。

(g) 情報を提供することができない事項。庁は、ある標章が登録適格であるか否かについての出願に先立つ照会には答えることができない。

ある標章の登録出願を行うことの適否については、出願人は、自身で判断するか又は弁護士に相談しなければならない。庁は出願人に開かれており、出願人又は出願人が助力を求める代理人は、付与されたすべての登録に関する庁の記録を閲覧することができる。これ以上については、庁は、出願が法律又は本規則に定める態様で庁に対して正規に行われるまでは、出願人を援助することができない。前記のような照会を行う者に対しては、庁による丁寧な回答として、該当する部分に印を付した法律、規則又は情報の回状の写しを送付する。

審査官の要録は、公衆の閲覧に供さない。このことを、商標法に関する認識を向上させるために庁が何れかの態様で情報普及活動を行うことを妨げるものと解釈してはならない。

第2条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金

速達料金、運賃、郵便料金、通話代、用紙代その他関連経費を含むファクシミリ料金及び庁に送付する事物に関する他のすべての料金は、全額を前納しなければならない。そうでない場合は、庁は、当該事物を受領せず、また、当該事物について何らの処分も行わない。

庁は、役務の提供に先立って、庁に納付されるべき出願手数料並びにすべての他の手数料及び料金を事前に徴収する。

第3条 IP法の施行日に係属中の出願

1998年1月1日のIP法の施行日に係属中の出願(本条において「係属出願」という)には、次の規則を適用する。

第3.1条 係属出願の補正

1998年12月15日以前は、すべての係属出願は、可能な場合は、IP法の規定に一致するよう補正することができる。従って、旧補助登録簿上で登録出願が係属中である出願人は、登録付与手続の続行を望む場合は、その出願をIP法に基づく登録要件を満たすように補正することができる。

第3.2条 係属出願の出願日；実際の使用の宣言

係属出願は、その優先日又は特許・商標・技術移転局への原出願日を維持する。共和国法律第166号及びその施行規則は、標章使用の証拠を要件としており、フィリピンにおける使用に基づく登録出願に特に言及しているが、当該法律及び規則に基づいて、自己の出願を遂行することを選択した出願人は、庁からの通知がなくても、本規則に対応する実際の使用の宣言及びその証拠を、本規則の施行から延長の認められない3年以内に、提出しなければならない。そうしなかった場合は、出願は、拒絶されるか又は標章が局長の職権により登録簿から抹消される。

第3.3条 係属出願の処理

本条に基づいて補正された係属出願は、本規則に基づいて処理され、その登録は、本規則に基づいて付与される。IP法及び本規則に該当する規定がない場合は、本条に基づいて補正されなかった係属出願は、これらが出願された時点で準拠していた法律及び規則に基づいて処理され、登録が付与される。

第3.3.1条 抵触

改正された共和国法律第166号及びその改正された施行規則に基づいて抵触を宣言することが可能であった出願の1がIP法に基づいて補正され、かつ、遂行される一方で他の出願がそのようにされないために、同様の宣言をすることができなくなった場合は、登録要件のすべてを最初に満たした出願が認められ、本規則に基づいてIPO公報に異議申立の対象として公告される。その他の出願人は、出願人及び／又は異議申立人の何れが標章登録の権利を有するか否か、及び標章の登録要件を含む他のすべての問題について決定するために、申立手数料の納付を要することなく、異議申立をする権利を有する。

第3.4条 登録の存続期間

1997年12月31日以前に出願されたことによって1998年1月1日のIP法の施行日に係属中であった出願に付与される登録証は、本規則に規定する維持に関する条件と同一の条件に服し、次の通り、20年又は10年の存続期間を有する。

(a)本規則の施行前に異議申立の対象として公告された係属出願であって、共和国法律第

166号に基づく対応する公報(BPTTT又はIPO)の発行から30日である所定の期間内に管理官/担当官又は法務局長が認証した異議申立書の提出がなかったもの場合は、20年
(b)本規則の施行後に異議申立の対象として公告された係属出願であって、本規則に基づいて管理官/担当官又は法務局長が認証した異議申立書の提出がなかったもの場合は、10年

(c)異議申立又はその他の庁の下の手続の対象である係属出願の場合は、10年

第3.5条 共和国法律第166号に基づいて更新が認められた登録の存続期間

共和国法律第166号に基づいて更新が認められた登録は、IP法に基づき付与された登録と同一の10年の存続期間を有し、同登録と同一の更新要件に服するものとする。

第3.6条 補助登録簿の廃止

(a)IP法に宣言された国家政策に則って、IPOは、侵害その他の事件における精査に耐えられる登録証の発行に努めるものとする。次の事項を考慮の上、IP法の施行時に係属している補助登録簿上のすべての登録出願は、IP法に基づいて審査され、IP法に基づく登録要件を満たしていない出願は、拒絶される。

(i)共和国法律第166号に基づく主登録簿に登録することができない標章又は商号が、補助登録簿においては登録可能であること

(ii)当該主登録簿に登録することができない標章又は商号が、IP法に基づいて登録することができないこと、及び

(iii)補助登録簿が、IP法により廃止されたこと

(b)IP法施行前に登録許可された補助登録簿上の出願登録証の公表。次の要件のすべてがIP法施行前、すなわち1997年12月31日以前に満たされたことを条件として、補助登録簿における登録出願を対象とする登録証を公表することができる。

(1)当該出願が登録許可されており、その許可が当時の特許・商標・技術移転局の商標審査部長であったRosario N. E. Macatangay弁護士により承認されており、かつ、ファイル・ラッパーに収められている当該許可の原本によりこのことが証明されていること

(2)登録証発行通知書が交付されており、このことがファイル・ラッパーに収められている当該通知書の原本により、又は当該通知書の出願人の原本により証明されていること

(3)何れの所定の手数料も出願人により全額が納付されており、このことが庁の領収証の原本により証明され、かつ、当該原本の写真複写が、これを対応するファイル・ラッパーに収めるために出願人により局に提出されること。登録は、更新されることなく、かつ、登録の維持についてのすべての要件に従うことを条件として、許可日から20年効力を有する。当該標章は、IPO公報で公告されるものとし、かつ、法に規定する理由に基づいて取り消される場合がある。

第3.7条 補助登録簿上の登録の更新

以下の規則は、共和国法律第166号に基づく補助登録簿上の登録の更新に適用される。

第3.7.1条 1998年1月1日に存続していた登録

共和国法律第166号に基づく補助登録簿上の商号若しくは標章の登録又はその延長であ

って、1998年1月1日のIP法の施行時に存続していたものは、これが付与された期間全体にわたって効力を維持する。ただし、当該登録は、もはや更新の対象ではない。

第3.7.2条 1997年12月31日以前に期間が終了する登録又はその延長

補助登録簿上の登録又はその延長であって、その存続期間が1997年12月31日以前に終了したものの更新は、次により付与することができる。

(a) 補助登録簿上の登録の更新出願が、共和国法律第166号第15条及び適用規則に基づき、所定の手数料を全額納付した上で適時になされていること

(b) 出願人が更新に係るすべての要件を1998年12月31日以前に完全に満たしていること

(c) 更新は、登録の満了日又は更新出願から起算して20年存続すること、及び

(d) 本規則において付与する更新は、もはや更新の対象ではないこと

第3.7.3条 遵守の通知

第3.7.2条(b)を有効に実施するために、すべての関係審査官及び旧特許・商標・技術移転局の商標審査部長は、登録の更新又は延長のための要件を1998年10月31日以前に満たすべき旨の通知を登録出願人に郵送するよう指示されている。更に、当該通知を受領していない登録出願人は、担当審査官にその写しを請求することができ、当該審査官は、請求受領後2就業日以内に当該写しを交付する。

第4条 廃止

本規則、特に商標事件の実務規則(改正を含む)と一致しないすべての規則、覚書、回状及び覚書回状並びにその部分をここに廃止する。ただし、当該先の規則又はその部分は、1997年12月31日までに提出された主登録簿への登録を求める出願であって、その出願人が共和国法律第166号に基づく出願を遂行することを明示的に選択したものを遂行する目的でのみ継続されること、並びに本規則には該当する規定がないことを条件とする。

第5条 可分性

本規則の何れかの規定、又は当該規定のある状況への適用が無効とされた場合であっても、本規則の他の規定は、これによって影響を受けない。

第6条 施行

本規則は、一般紙における公示から15日後に施行する。